

感染症・予防接種レター (第83号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 岡田 賢司 副委員長 多屋 馨子 久保田恵巳 城 青衣 菅原 美絵
津川 毅 並木由美江 東 健一 三沢あき子 渡邊 久美

新型コロナウイルス感染症対策をとおして明らかとなった 未就学児施設のインフラとしての役割

～子どもの成長発達を保障しながら感染症対策を続けるために必要な環境とは～

I. はじめに

2020年、新型コロナウイルス感染症の流行により、今まで当たり前で過ごしていた生活が一変した。流行初期、不要不急の外出は制限され、業務内容によっては休業を求められ、仕事では在宅ワーク、また、幼稚園、小・中・高・大学では休校とステイホームが実践された。現在は流行の状況を踏まえながら、仕事や学びの質を向上させていく方法の模索が続いている。

II. 保育施設の役割

乳幼児を育む生活の場であると同時に、インフラを支える仕事を持つ保護者の就労を支える場でもあるため、流行期にあっても、子どもや職員、保護者に感染者が出ない限り、保育が続けられてきた。今回の対応で、幼稚園と保育施設の違いがこれまで以上に明確になった。幼稚園は教育施設として、学校での対応と同様に感染拡大防止のため休園措置をとり、夏休みもあったのに対し、福祉施設である保育施設は保護者の就労支援のために開所が当然とされ、もとより夏休みはなく、感染症流行期も「登園自粛」という形で保育が継続されてきた。

すなわち、日本経済のインフラを支える保護者を支え、その子どもたちの健康・安全を守り続ける全国の保育施設は、インフラの基礎としてすべてを支えていると言える。子どもに関わる職種の人々は、まずこの点に強い関心を持っていただきたい。

III. 未就学児施設で働く職員・保護者の心身の負担

保育施設に子どもを登園させている保護者には、仕事場において、感染リスクを感じながら働き続ける不

安がある。自己の健康管理をし、家庭内感染をさせないために神経を使う。保育施設に子どもを預けるにあたって保護者の職業・職種による風評被害もあった。今でも、感染経路が特定されないケースが多いことから、いつ誰が感染しても、発症しても、不思議はない。にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症は感染・発症した本人の心身の苦痛だけでなく、その周りの医療従事者や福祉関係者、その家族にも多大な心身の負担を与えてきた。そして、このような不安、精神的、肉体的な苦痛はどれも、未就学児施設で働き、家族をもつ職員すべてに同じようにのしかかっているのである。

IV. 保育現場における感染対策

保育施設は、生後57日から就学前の子どもたちが集団で長時間過ごす生活の場である。免疫力、抵抗力、体力もまだ十分に備わっていない子どもたちが、毎日、異年齢でも関わり合いながら生活している。生後2か月から始まるワクチン接種の完了を待たずに入園する子ども、基礎疾患のある子ども、医療的ケアを必要とする子どももあり、感染症対策は子どもの命と健康を守るために極めて重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)のもと、保健的な対応が整備されてきた。

すべての場面(食事、排泄、遊び、睡眠等)で年齢ごとの援助をしながら愛着を形成し、五感をとおした学びの中で発達を促していくのが保育である。これを前提として、多くの保育施設では衛生的な環境作り、子どもの援助にあたって日常的に感染症を意識した保健的な関わり、日々の感染症情報の共有、さらに、感染症発症時の保護者への周知と保育の対応を行ってきた。

しかし、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために厚生労働省から示された「三密を避ける行動」については、これを現場でどう展開していくのか、これまでのガイドラインとどう整合性をとるのか、判断に迷うケースが多々ある。一人で登校できる児童と異なり養育者と登園する子どもたちの送迎時の対応をどうするのか、おんぶや抱っこといった明らかな保育者との濃厚接触をどうするのか、食事や排泄の介助においてソーシャル・ディスタンスを工夫できるのか、マスクのできない子どもをどうするか、保育の中でマスクをはずしていいときはいつか、はずしたマスクの衛生的な管理は、などが挙げられる。

衛生面の戸惑いも多い。消毒薬の使い方や、「消毒」による感染対策の効果については、今後の検証が必要である。そこで、感染症の説明や保育の場面ごとの望ましい対応、新型コロナウイルス感染症発症時の他機関との連携の方法などを保育看護職が科学的根拠に基づいてまとめ、「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック 第2版」¹⁾として、ホームページで公開した(内容は、新しい情報を加え随時改訂している)。また、当協会の「保育所における予防接種と感染症に関するあるある Q & A35」、日本小児科学会の「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A」等、子どもと関わる専門家がそれぞれの立場からの知見を現場に向けて情報発信している。こうした情報を共有していくことが重要である。

V. 保育所の保健活動

感染症対策を強化した保育環境を整備していくことは、子どもの健全な育成だけでなく、日本のインフラを支える基盤の安定と強化につながる。さらに今後は、災害時において地域の子どもと家族の安全基地としても貢献できるものと期待できる。

しかし、例えば体調不良の子どものを休養させたり感染症の疑いの際に隔離できる医務室(保健室)は児童福祉施設最低基準に定められているが、広さや設備、看護職配置等の決まりがない。そのため手洗い場のあるドアで区切られた部屋ではなく「事務室」の一角が「医務室」とされている施設が多い²⁾。

また、日常的に保健活動に取り組み、体調不良時に保健的対応を行う看護師等の配置は、厚生労働省平成30年10月社会福祉施設調査によると保育所等27,951施設中看護師等10,595人であり、1施設1人配置と仮

定すると4割弱³⁾という状況である。学校や高齢者福祉事業所においては保健室が当然のものとして整備され、人的環境として養護教諭や看護師等が配置されている。これらが保育施設の最低基準となっていない不自然さを、個々の施設の課題としてではなく、社会の課題として保育、教育、医療、福祉の関係者に認識していただきたい。

VI. 保育所における感染対策の現状と課題

日常の感染対策は保育保健ではきわめて重要であり、これまでも実践されてきた。さらに現在は、制限のある生活の中で子どもの育ちを保障しながらどのように健康・安全に配慮できるのか、状況を踏まえて生活や保育行事の見直しがされているところである。これを一つの機ととらえ、感染症対策の具体的な対応がマニュアル化され、保育の見直しが進み、感染症対策の基本を確認しながら保育施設内で対応することや地域社会の関連機関と連携していくシステムが強化される必要がある。

インフルエンザの流行期を前に、新型コロナウイルス感染症も意識した対応が求められている。しかしながら、従来からの基本的な接触感染対策である手洗いと飛沫感染対策である咳エチケットを子どもの年齢に合わせて、日常の生活習慣として身につくよう丁寧に繰り返し伝えていくことに変わりはない。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンが接種できるようになるか、あるいは適切な治療方法が確立されるまでには、まだ時間を要する。医療現場と同様、保育現場においても職員が自身の健康管理はもとより、子どもたちの成長発達を支えながら保育施設を開き続けることの重責に、疲労感や焦燥感を募らせることのないよう、子どもに関わるすべての皆様に保育の現状と課題を共有していただきたいと強く願うところである。

まず、現在のコロナ禍の中で、感染や濃厚接触者になることはいつ誰の身にふりかかっても不思議ではない。感染した人が「申し訳ありませんでした」と謝らなければならない社会ではなく、心配され、ケアをされ、適切な治療等を受けて陰性になったことや回復したことをともに心から喜べる社会であってほしい。保育施設は社会を支える保護者の就労支援という役割があることから、職員や子どもに陽性者が出た場合の社会的影響が大きいことは否めない。しかしながら、誹

謗中傷が保育所や保育者に向けられることがないよう、社会の一人ひとりの意識の変革が問われている。

VII. おわりに

日本や世界の今後を考えると、子どもの健康を守ることは私たちの未来を守ることにつながる。子どもは家庭の財産であると同時に、社会の財産、宝物である。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行をとおり、日本における保育施設の重要性が真の意味で社会に、保護者に理解されることを期待している。そして、これまでも主張してきたとおり、保育施設において子どもたちの健康と安全を保障するためにも、日常的に感染症に遭遇しているすべての保育施設に保健室等の確保をすること、適切な保健的対応ができる看護職等を配置すること、この二点が法の中に最低基準として示されることを期待する。

文 献

- 1) 一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会. “新型コロナウイルス関連情報” <https://www.hoikukango.jp/> (参照2020-09-21)
- 2) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会. “機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 研究結果の概要 (平成21年3月)” <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/dl/s0519-6e.pdf> (参照2020-09-24)
- 3) 厚生労働省. “平成30年社会福祉施設等調査の概況” <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/18/dl/kekka-kihonhyou01.pdf> (参照2020-09-24)

(文責：並木由美江)